

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 30日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市南区豊四丁目17番12号

氏 名 イソガイ株式会社

代表取締役 磯貝 哲

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-811-9221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	イソガイ(株)大口工場
事業場の所在地	丹羽郡大口町萩島1-119
計画期間	R4.4.1~R5.3.31
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業(めっき加工)
②事業の規模	1,130(百万円)
③従業員数	87人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生→脱水→委託処分による中間処理後、路盤材として再生

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項							
(管理体制図)							
環境管理責任者							
<ul style="list-style-type: none"> — 業務連絡会 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 (産業廃棄物処理担当) — 生産技術課 <ul style="list-style-type: none"> — 産業廃棄物処理責任者 — 特別管理産業廃棄物管理責任者 — 産業廃棄物処理施設技術管理者 							
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
① 現状			【前年度 (令和 3年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類		汚泥	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず
	排出量		12,171 t	21t	229 t	6t	1t
			(これまでに実施した取組)				
			中間処理を行うことで最終処分量を減らしている				
②計画			【目標】				
	産業廃棄物の種類		汚泥	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず
	排出量		12,000 t	20t	224t	6t	1t
			(今後実施する予定の取組)				
			生産量の影響が大きく大幅な削減は困難であるが、中間処理施設を見直すことで最終処分量を減らせるよう努める				
産業廃棄物の分別に関する事項							
①現状			(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、蛍光灯、木くず、鉄くず、ガラス、スプレー缶、段ボールは専用容器を用意して分別している				
②計画			(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の品目が混合物として処分されないように維持管理して				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	11,794 t	t
	(これまでに実施した取組) 脱水による減量を進めている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	11,640 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状維持		

(第4面)

		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状		【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t			t	
		(これまでに実施した取組)					
②計画		【目標】					
	産業廃棄物の種類						
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t			t	
		(今後実施する予定の取組)					
		産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状		【前年度（令和 3年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	
	全処理委託量	377t	21 t	229t	6t	1t	
	優良認定処理業者へ処理委託						
	再生利用業者へ処理委託	377t					
	認定熱回収業者へ処理委託						
	認定熱回収業者以外熱回収を行う業者へ処理委託						
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託内容に見合った適正な料金で、書面で契約を交わす ・マニフェストを交付する ・定期的な現地確認を行う 						

②計画			【目標】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	
	全処理委託量	360t	4t	255t	6t	1t	
	優良認定処理業者への処理委託量						
	再生利用業者への処理委託量	360t					
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
			(今後実施する予定の取組) 100%委託による処分を行うため、今後も処分業者の管理を行うことで適正処理に努めていく				
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。